

平成 30 年度 第 9 回天竜区協議会

次第

日時：平成 30 年 12 月 25 日（火）

午後 2 時 00 分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

（1）答申事項

浜松市龍山雲折プールについて【資料 1】

（2）協議事項

ア 天竜 B&G 海洋センター屋根改修工事について【資料 2】

イ 第 4 次浜松市地域福祉計画（案）のパブリック・コメント実施について
【資料 3】

ウ 浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）
のパブリック・コメント実施について【資料 4】

エ 平成 30 年度地域力向上事業
「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について【資料 5】

（3）その他

地域課題について

5 その他

（1）次回開催予定

日時 平成 31 年 1 月 28 日（月）午後 2 時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

【資料 1】

第 1 1 号様式

諮問事項に対する答申書

天竜区協議会

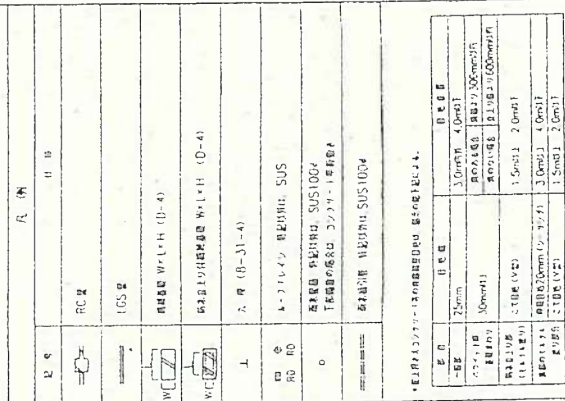
件 名	浜松市龍山雲折プールについて
諮 問 内 容	1 平成 31 年 3 月末をもって施設を廃止する。 2 平成 31 年 2 月議会に施設廃止に係る「浜松市水泳場条例」一部改正案を提案する。
答 申	諮問内容について審議の結果、適切であると認めます。
備 考	

【資料 2】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項
件 名	天竜 B&G 海洋センター屋根改修工事について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	【背景】 ・平成 30 年 9 月 30 日の台風 24 号の影響により天竜 B&G 海洋センターの屋根が被災。 ・施設の安全性が確認できるまで休館としている。 ・被災箇所を調査した結果、今後屋根全域が剥がれる可能性が高く、被災箇所以外の調査・改修方法の検討が必要。
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	【今後の予定】 ・平成 31 年 1 月～3 月 被災箇所復旧工事、被災箇所以外のエリア調査 ・平成 31 年 4 月～ 施設開館(予定) ・平成 31 年 4 月～ 次期改修のための実施設計(予定) ・平成 32 年 4 月～ 改修工事(施設休館予定) 平成 32 年度内に再開予定
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	進捗について今後天竜区協議会へ報告する。
担当課	スポーツ振興課 天竜区まちづくり推進課



【資料 3】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項
件 名	第 4 次浜松市地域福祉計画（案）のパブリック・コメント実施について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 平成 26 年 3 月に策定した地域福祉推進の指針となる「第 3 次浜松市地域福祉計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みを検証するとともに、地域福祉を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ「第 4 次浜松市地域福祉計画」を策定するもの。 ○現状 市民アンケート・意見交換等からのニーズの抽出、改正社会福祉法との整合性について検討した上で、次期計画の目標像、施策の柱等を考案した。
対象の区協議会	全区協議会
内 容	○計画期間 平成 31 年度～平成 35 年度の 5 年間 ○目標像 第 3 次計画の目標像から一部修正し、「みんながいきいきと『関わり』を持って、つながり支え合う地域づくり」とし、地域住民同士、専門機関同士の繋がり強化を目指す。 ○施策の柱 人づくり、支え合いづくり、困っている人を包括的に支援する体制づくりの視点から 3 つの柱で推進していく。 特に、困っている人を包括的に支援する体制づくりの視点については、様々な分野の部局や相談支援機関同士の連携の充実を図るための新たな施策を進めていく。 ○案の公表及び意見募集期間 平成 30 年 12 月 17 日（月）から平成 31 年 1 月 15 日（火）まで ○案の公表先 福祉総務課、市政情報室、区役所、協働センターなどにて配布 市ホームページ（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp） ○市の考え方公表時期（予定） 平成 31 年 3 月
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	施行時期（予定）：平成 31 年 4 月
担当課	福祉総務課

1. 策定にあたって（P1、P23）

現状・背景

- ・ 少子高齢化・人口減少の進展
- ・ 社会的孤立・格差の増加、複雑化した問題の増加、住民同士の関わり合いの希薄化
- ・ 社会福祉法の改正（H30.4.1施行）
 - ➡ 我が事・丸ごと一 の地域福祉推進の理念の明定（地域共生社会の実現）
 - ➡ 包括的な支援体制づくりの努力義務規定
 - ➡ 地域福祉計画が福祉分野の上位計画へ位置づけ

課題・今後取り組むべき事項

- ・ ボランティア等の人材不足、後継者の不在
 - ➡ 地域福祉推進のための人づくり（意識醸成等）
- ・ 住民関係の希薄化による地域の福祉力の脆弱化
- ・ みんなで支え合う地域づくり（住民の困りごとの早期発見・解決等）
- ・ 複雑化した課題等を抱える世帯増加への対策
 - ➡ 困っている人を包括的に支援する体制づくり（支援ネットワークの充実等）

策定の視点

- 改正社会福祉法において規定された「我が事・丸ごと一」の地域共生社会を実現するため、福祉分野の上位計画としての位置付けや包括的な支援体制の整備を進めます
- 施策の柱、施策の方向性について、国が示す計画策定ガイドライン及び現計画の進捗状況、住民アンケート等から抽出したニーズを中心に検討し、決定します
- リーディングプロジェクトについては、包括的な支援体制の整備を進めるために必要な施策を中心に検討します

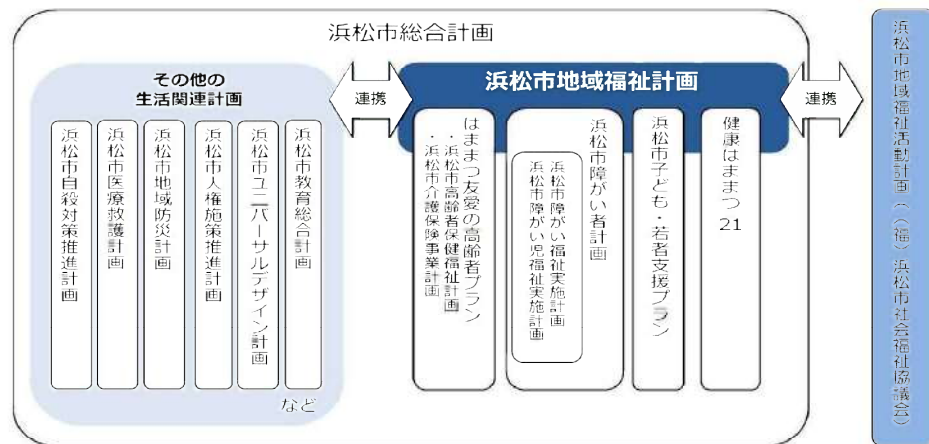
2. 趣旨（P16）

地域福祉計画は、年齢や障がいの有無などに関わりなく、誰もが住みながら地域で自立し安全・安心に暮らせる地域や会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携し、協力を取り組む活動の指針となるものです。（「現状・背景」の項参照）

3. 位置付け（P16、P17）

本計画は、地域という視点から、保健福祉分野の個別計画に共通した理念、方針、推進方向等を示し、各分野の横断的なつながりを強化するとともに、地域福祉における展開を総合的に推進する役割を担っています。（上位計画として、福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載）

また、あらゆる地域における課題を解決するために、保健福祉分野のみならずその他の生活に関連する計画との連携を図ります。



4. （福）浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり（P20）

（福）浜松市社会福祉協議会は、地域福祉推進のための中核的な役割として、住民や民間団体との協働を進め、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るため、「地域福祉活動計画」を策定し、市と連携しながら取り組みます。

正は、（福）浜松市社会福祉協議会の体制基盤整備や、様々な取り組みに対する必要な財政支援をし、強固な連携体制を構築する中で、地域福祉活動の活性化を図ります。

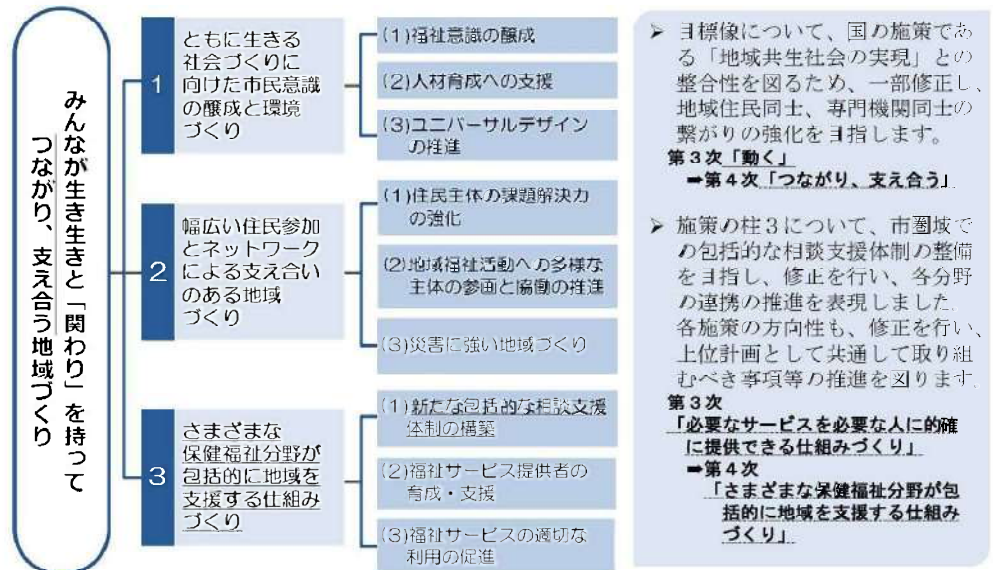
5. 施策体系（P25～）

【目標像】

【施策の柱】

【施策の方向性】

■主な変更点■



6. リーディングプロジェクト（P61～）

事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組みます。

取り組み	目的	内容
地区社会福祉協議会への活動支援	・ 地区社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉活動の推進母体として、今後も地域福祉の推進の要となる組織です。 ・ 地区によって、設立の経緯も活動内容も様々であるため、画一的な活動支援ではなく、それぞれの地域に合ったきめ細やかな支援を行います。	1. 活動内容の充実に向けた基盤づくり 2. 住民に身近な地域で困りごとを発見・解決できる取り組みの推進 3. 住民に身近な相談窓口設置の推進
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置支援	・ 地区社会福祉協議会などの住民主体の地域福祉活動の活性化や、制度と制度の狭間にあり、既存の福祉サービスでは対応が難しい人への支援やその課題解決に向けた活動を促進します。	1. コミュニティソーシャルワーカーの資質確保、活動環境の整備 2. 制度の狭間に課題を抱える問題への個別支援や地域支援の充実 3. 各相談支援機関とのネットワークづくりの強化 4. 地区社会福祉協議会への活動支援
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	・ 現状で対応しきれないサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いかなる「ならぬ」といった事態が生じないよう、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。	✓ 「相談支援包括化推進員」を配置し、以下の1～5を実施 1. 解決困難な困難相談への対応 2. 相談支援包括化ネットワークの構築 3. 相談支援包括化推進会議の開催 4. 自費財源の確保のための取り組み 5. 新たな社会資源の創出

【資料 4】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項
件 名	浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）のパブリック・コメント実施について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景・経緯 平成 28 年 3 月に公表した浜松市公共施設等総合管理計画において、「老人福祉センター等高齢者福祉施設については、施設利用の実態を踏まえつつ、公共サービスとしての必要性を明確にしたうえで、原則として、民間移管、統廃合、他施設との複合化、他の公共・民間施設の活用などを検討していく」とした。 指定管理期間（直営以外の施設）が平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間であることから、次期指定管理者の更新を見据え、平成 30 年度末を目途とし方向性を示すこととした。 ○現状・課題 老人福祉センターは、老人福祉法に基づいた施設（老人福祉法第 15 条第 1 項）であり、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供することを目的とする（同法第 20 条の 7）とされている。 高齢者人口は増加しているものの、民間による類似サービスの拡充や、高齢者の価値観・意識の多様化、利用者の固定化などの背景があり、施設の利用者数は減少している。
対象の区協議会	全区協議会
内 容	○趣旨・目的 老人福祉センター等を高齢者のみを対象とした施設から、高齢者向けの機能を継続するとともに、子育て世代も利用できる「（仮称）多世代交流センター」へ転換する方針を策定する。 ○案の公表及び意見募集期間 平成 30 年 12 月 17 日（月）から平成 31 年 1 月 15 日（火）まで ○案の公表先 高齢者福祉課、子育て支援課、教育総務課、市政情報室、区役所、老人福祉センター、子育て支援センター、協働センターなどにて配布 市ホームページ（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp） ○市の考え方公表時期（予定） 平成 31 年 3 月
備 考	平成 31 年 5 月（予定） 新条例制定
担当課	高齢者福祉課

【資料 5】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項
件 名	平成 30 年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	地域力向上事業は、多様な主体が対等な立場に立ち、相互に活躍する取り組みを通じて住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業。 ○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	平成30年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に、1 件の応募があり、これについて、行政推進会議において審査をした結果、採用候補としたため、天竜区協議会のご意見をうかがうもの。
備 考 (答申・協議結果を 得たい時期、今後の 予定など)	区協議会の意見を参考に、後日、区長が採用を決定。
担当課	天竜区振興課

平成30年度 地域力向上事業

市民提案による住みよい地域づくり助成事業
(追加募集分)

事業提案書

平成30年12月25日

天竜区協議会

平成 30 年度 地域力向上事業

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」

No.	事業名	提案者（担当課）	区分 補助率	概算事業費 （円）	交付希望額 （円）
	事業の目的		事業の概要		
	行政推進会議の意見（実施要綱の該当要件）		採用の可否	補助限度額（円）	

1	ミュージカル「森林は未来への贈り物」創作体験事業	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会 （まちづくり推進課）	継続 40%以内	1,399,996	559,000
	天竜区の森林の大切さや恵みを、ミュージカル「森林は未来への贈り物」により表現し、多くの人が森林や林業への関心を深めることにより、森林を次世代へ継承することの大切さを伝えることを目的とする。		森林環境の保全や林業への関心を高めるミュージカルの創作および公演などを通じて、幅広い世代へ情報発信を行う。 ①市民協働によるミュージカル創作 ②ミュージカル開催公演の実施 ③ソーシャルメディア等への情報発信		
	【実施要綱第3条(4)・(6)に該当】 提案団体は、地域の歴史や自然・文化に着目したミュージカル活動を通じて、子供たちの豊かな人格形成、郷土の歴史や文化の継承に寄与しており、実績も十分である。このことから、地域力向上事業を行う団体として十分に適しているといえる。 提案事業は、天竜区が誇る豊かな森林環境の魅力を文化、芸術面で表現するものであり、また、森林の環境保全や活用について、ソーシャルメディア等により、幅広い世代・地域への発信が期待される。 このことから、地域の特性を活かした文化的なまちづくり事業が期待できる。		採用が適当である 559,000		



平成30年11月1日

（あて先）浜松市長

所 在 地

団体の名称 「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会

代表者氏名 大角 夫美子

連絡先 Tel

次のとおり、事業を提案します。

事業名	ミュージカル「森林は未来への贈り物」創作体験事業
実施時期	平成31年1月6日（日）～平成31年3月29日（金）
実施場所	天竜壬生ホール及び光明ふれあいセンター
概算事業費	1,399,996円
参加予定人数	団体スタッフ30名 参加者300名（観覧者含む）
事業の目的	天竜区には、浜松市、日本、いや地球を守る森林があります。その森林は先人たちの努力と知恵によって育まれてきました。これからも、天竜区の森林を守り、未来へ受け継がなくてはなりません。 当事業は、天竜区の森林の大切さや恵みを、ミュージカル「森林は未来への贈り物」により表現し、多くの人が森林や林業への関心を深めることにより、森林を次世代へ継承することの大切さを伝えることを目的とする。
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	天竜区の地域資源である森林を未来に伝えるため、ミュージカル「森林は未来への贈り物」を子どもたちとともに市民協働で創作し、来年3月29日に公演を開催するとともに、ソーシャルメディアへ動画を同時配信し、多くの人に森林や林業への関心を深める。 特に、元気な森林を未来に引き継ぐため、都市と森が環境・経済的に一体となって森林を守る共通意識をもてるストーリーとする。 ■スケジュール 創作体験：平成31年1月～平成31年3月 公演及びインターネット配信等：平成31年3月29日（金）
事業効果	・森林の大切さをミュージカル仕立てにすることにより、より感覚的に多くの子どもたちに伝えることができる。 ・創作したミュージカルは、森林や自然環境の大切さを訴える色々なイベントで活用できる。（団体の概要書＞活動内容（後段）を参照） ・木材の活用もテーマにしたミュージカルをソーシャルメディア等で情報発信することにより、森林や林業のあり方を多くの人に提言できる。 ・ミュージカル創作体験から学んだことを、未来を担う子どもたちが今後の地域活動に活かすことができる。
備 考	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会は、平成29年3月24日、地域で優れた芸術・文化を支援したとして、公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団から「第7回ふるさと貢献賞」を受賞しました。

裏面に続く

收支予算書

單位：円

2 支出の部

單位：円

15

団体の概要書

団体名	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会			
事務所の所在地	〒[REDACTED] [REDACTED] (専用事務所 ・ <u>住居兼用</u> ・ その他)			
	電 話	[REDACTED]	FAX	[REDACTED]
	ホームページ			
代表者氏名	大角 夫美子			
担当者連絡先	氏 名	[REDACTED]		
	電 話	[REDACTED]		
	F A X	[REDACTED]		
	Eメール	[REDACTED]		
設立年月日	平成14年7月22日			
会員数	95名（平成30年4月1日現在）※出演団員60名含む			
団体の目的	地域の特色と人材を活かした数々のミュージカルを市民協働により創作・発表をして、子どもたちの豊かな心の形成づくりに努めるとともに、自然と人間の共生、生命の重さ、夢を抱くことの素晴らしさ、ものづくりの大切さ、故郷や家族のありがたさ等を伝えることを目的とする。（「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会規定より）			
主な活動内容	① 活動概要 地域の特色と人材を活かした数々のミュージカル・ダンスを市民協働により創作・発表し、子どもたちの豊かな心の形成づくりに努めている。 また、成果発表を平成15年度から平成29年度までに33公演を実施し、自然と人間の共生、生命の重さ、常に夢を抱くことの素晴らしさ、ものづくりの大切さ、故郷や家族のありがたさ等を地域の人たちに伝えている。 ② 活動内容 地域の特色ある自然や偉人を活かし、平成15・16年度、第1回森林のまち童話大賞「机のなかの竜の森林」、平成17・18年度、ミュージカル「本田宗一郎物語」及びコンテンポラリーダンス「龍水の都」、平成19・20年度、「秋野不矩物語」及びコンテンポラリーダンス「亜細亜」、平成21年度、第3回森林のまち童話大賞「森のてんぐ屋さん」、平成24年度、第4回森林のまち童話大賞「かさこ森の気取りやキツネ」、平成27年度、第5回森林のまち童話大賞「森のたね」など数々のミュージカル・ダンスを市民協働で創作・発表してきた。 また、地域の木材を利用した手づくりバイオリン・和太鼓の制作などの体験プ			

	プログラムも実施してきた。 ミュージカル「森のてんぐ屋さん」の発表については、平成21年11月「浜松モザイカルチャー世界博2009」、平成22年2月「都市（マヂ）×森林（モリ）＝∞（無限大）シンポジウム」、平成22年11月「第3回国際ユニヴァーサルデザイン会議2010 in はままつ」、「行政書士会60周年記念事業 in 静岡」等で公演をしてきた。また、平成30年12月にも天竜壬生ホールの特設事業として「MIBU ワークショップ発表公演 Vol.16」の中で同ミュージカルが再演される。ミュージカルのテーマである、「知ろう・伝えよう、森とともに生きるすべを」ミュージカルの歌詞等に織り込み、「森の大切さ」や「森の恵み」（森林の国土保全、水源かん養）等を子どもたちに伝え、人が自然と共生する社会の実現、森林や林業への関心を深める活動をしている。 平成27年度から、「芸術・文化で人づくり、そして未来へツナグ事業」として、浜松市出身の指導者を招聘し、天竜区の次世代を担う子どもたちとの共演や指導者の演技を鑑賞することで、子どもたちが文化を通して世界に羽ばたくきっかけづくりや、地域文化を未来へ繋ぐ活動をしてきた。 平成28年度には、「地域イベント・プログラム創作コンテスト事業」として、芸術・文化活動により地域の観光・環境・コミュニティなど幅広い分野において様々な行政効果を発揮させるイベント・プログラムの創作や、「ご当地PR大使育成事業」では、当実行委員会のメンバー等で、「ご当地PR大使」を結成し、天竜区の森林・川の大切さを多くの人にPRするためソーシャルメディアに掲載し、多くの人に情報発信するなど新たな試みをしている。 平成29年度には、「森林の童話」サウンド・アート創作体験事業として、森林をテーマとした、異世代参加型のアート作品の創作・展示と異世代によるミュージカル・ダンス作品の創作・公演を実施した。それにより、子どもたちの人材育成、成人・高齢者の生きがいの創出、幅広い世代間の交流の拡大を図るとともに、天竜区の自然環境の魅力を下流域へ文化・芸術とともに発信した。また、サウンドとアートのコラボ・イベントによる相乗効果の可能性を探ることができ、今後活用が期待できる。 なお、平成23年度に、「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会は、子ども・若者を育成支援する活動等に取り組み顕著な功績があったとして、内閣府から「チャイルド・ユースサポート章」を受章した。また、当事業のミュージカル・ダンスの指導者は、「浜松市教育文化奨励賞」を受賞、平成25年度には、地域で優れた文化活動を行っているとして公益財団法人静岡県文化財団から「第27回地域文化活動賞」を受賞、平成29年度には、地域で優れた芸術・文化を支援したとして、公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団から「第7回ふるさと貢献賞」を受賞した。
--	---